

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年8月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月20日から同年9月9日まで縦覧に供する。

令和2年8月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新池地区	さぬき市建設経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒井頭地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 白川原大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 田辺地区	〃